

事務連絡

平成24年9月7日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

「社会的養護関係施設の自己評価と第三者評価の取組」について

社会的養護の充実については、日頃からご尽力いただき厚く感謝申し上げます。

平成23年7月の「社会的養護の課題と将来像」に基づき、施設の運営の質の向上を図るため、社会的養護関係施設においては、平成24年度から、3年に1度の第三者評価の受審及び毎年度の自己評価の実施が義務化されました。

自己評価及び第三者評価について、各施設の取組を円滑に推進していただくために、社会的養護の施設運営指針及び第三者評価基準の策定検討に携わった施設運営指針等ワーキンググループの各座長及び学識経験者に加え、社会的養護施設の第三者評価に経験と識見を有する評価調査者の参画による「社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会」により、別添の資料が作成されましたので送付いたします。

この資料は、全国共通の評価基準が適用される施設において参考となる資料です。

これを管内の関係施設に周知していただき、施設運営の質の向上に向けて取組をお願いいたします。

(本件お問い合わせ先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課 社会的養護専門官 田中
電話 03-5253-1111 (代表) 内線 7884